

令和 4 年（行ヒ） 第 1 4 3 号 遺族補償年金等不支給処分取消請求上告受理申立て
事件

最高裁判所 第二小法廷 御中

大迫正人さんの過労死を労災と認定してください

大迫正人さん（当時 59 歳）は、2012 年 5 月 1 日、一宮市の木曾川で水死体となって発見されました。推定死亡日は 4 月 19 日でした。

大迫正人さんは、三重県桑名市の『（株）やまぜんホームズ』の設計工務部に所属、注文住宅の現場監督でした。まじめで責任感が強く、律儀な性格で、有給休暇を取ったこともなく仕事一筋でした。一人で一度に 10 軒以上もの住宅建設を受け持って、三重県、愛知県、岐阜県の広範囲にわたる現場を走り回り、多忙を極めていました。また、パソコン技能習得の機会を十分与えられないまま、上司から執拗にパソコンによる報告書の提出を求められました。長時間労働と職場のパワーハラスメントによるストレスからうつ病になり、それが急速に悪化して自死する事態になったと思われます。

2015 年、名古屋地方裁判所に「仕事が原因の自死」であり、労働基準法 79 条に定める『業務上死亡した場合』に該当するとして、処分の取消を求めて提訴しました。しかし、2020 年 9 月の名古屋地裁は、大迫正人さんの『自死』は認めたものの、心理的負荷は強くなく、精神の病気も認められないとして棄却しました。2022 年 2 月名古屋高裁は、精神障害の発病について建築主さんの証人尋問を行いました。証言結果があっても変わらないとし、1 審を追認し、控訴を棄却しました。

最高裁判所は、公正な審理とともに注文住宅の現場監督の労働の特殊性、建築主さんの証言を真摯に受け止め、大迫正人さんの過労死を労災と認定する「判決」を出してください。そして、遺族のすみやかな救済をするよう、署名を添えて要請します。

氏 名	住 所

〈署名送り先〉 日本国民救援会愛知県本部 電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

〒496-8014 愛西市町方町南堤外 72-35 真野和久方「大迫さんの労災認定を支援する会」

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館本館 306 号 愛知健康センター 救 援 新 聞

〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可